

産業集積地の利用者公募に向けた動きについて

大槌町役場商工労政課



本日、ご説明させていただく内容

- (1) 産業集積地利用者公募の応募要件
- (2) 産業集積地利用者選考の優先順位
- (3) 産業集積地利用の際の留意事項
- (4) 新町地区の公募区域及び公募スケジュールについて
- (5) 安渡地区の産業集積地について

(1) 利用者公募の応募要件

- * 使用者が暴力団関係者でないこと
- * 町税等の滞納がないこと
- * 町から指名停止を受けていないこと
- * 会社更生法等により更生又は再生の手続をしていないこと
- * 破産者等、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- * 建築物等の固着物を伴う事業を予定しており、1年以内の着工が見込まれること

(2) 利用者選考の優先順位 その①

産業集積地の面積には限りがあることから、当該面積を超えて利用希望があった場合、下記基準により選定を行います。予めご了承ください。

☆特に公共性が高いと認められる事業者等につきましては、優先的に利用を認めるものとします。具体的には、次の事業者等を指します。

- ① 商工会、漁業協同組合など、特別の法律に基づいて設立された特別民間法人
- ② 震災からの復興事業に供するために、震災前に現に事業を行っていた事業用地を国、県又は大槌町に所有権を譲渡した事業者等
例) 災害公営住宅、三陸縦貫道、防潮堤
- ③ 防災機能上、特に必要があると町長が認めるもの
例) 津波防災ビルの機能を有するもの

(2) 利用者選考の優先順位 その②

☆ その他被災事業者の方につきましては、次の優先順位に基づいて可否を決定します。

- ① 事業の再開に至っていない事業者等のうち、震災前と同程度の規模の復旧を希望される方
- ② 仮設による事業再開に至っている事業者等のうち、震災前と同程度以下の規模の復旧を希望される方で、国等による財政支援措置の採択を受け、再建を急ぐ必要性のある方
- ③ 仮設による事業再開に至っている事業者等のうち、震災前と同程度以下の規模の復旧を希望される方で、現在の事業用地について特段の事情により立ち退きを求められており、代替用地の確保を急ぐ必要性が特にある方
- ④ その他、仮設による事業再開に至っているが、本設による事業再開が出来ていない事業者等のうち、震災前と同程度の規模以下の復旧を希望される方
- ⑤ 本設での事業再開に至っているが、何らかの事情により移転が必要な事業者等のうち、震災前と同程度の規模以下の復旧を希望される方
- ⑥ 新たに町外から新規立地を希望される事業者の方及び上記①～⑤に該当しない被災事業者の方（被災事業者の方のうち、震災前と同規模程度を超える事業の拡張を希望される事業者等の方）

(2) 利用者選考の優先順位 その③

用地の不足が生じた際には、優先順位が同等の評価である事業者内で抽選を行い、利用の可否を選定します。

(2) 利用者選考の優先順位 その④

☆ 利用位置の決定について

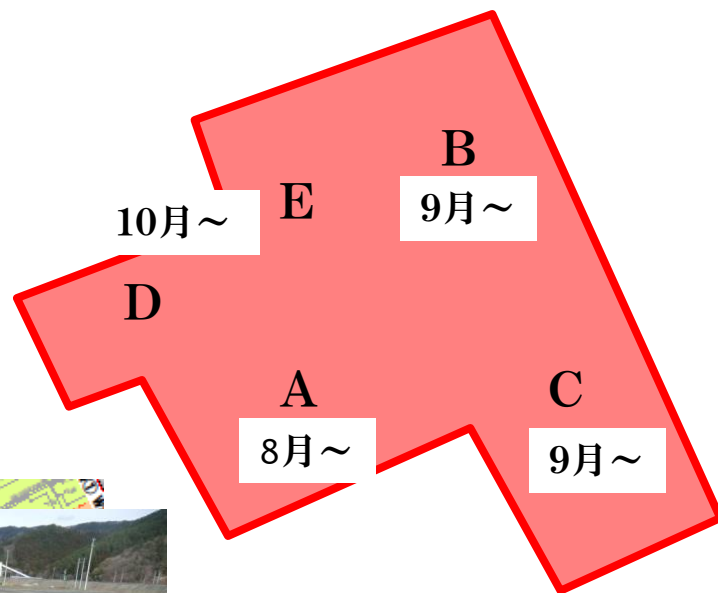
- * 申請時の利用希望区画に基づき、抽選により利用区画を決定します。その後、利用希望区画内の位置について改めて抽選を行い、最終的な利用位置を確定させます。
- * ただし、「特に公共性が高いと認められる事業者等」に該当する事業者等の方) につきましては、優先的に利用位置を決定します。また、状況によって町で調整をさせていただく場合がございます。予めご了承ください。

(3) 産業集積地利用の際の留意事項

- * 利用料は、固定資産税相当額となります。
- * 使用期間は原則5年とし、更新可とします。
- * 「建築物の整備を伴う事業を予定しており、1年以内の着工が見込まれること」を条件としています。合理的な理由なく建築物の整備が行われない場合は、返還いただくことがあります。
- * 用途地域は「準工業地域」となります。建築基準法上、準工業地域に建築可能な施設のみ認められます。
- * 災害危険区域となるため、住宅等の建築が出来ないほか、盛り土造成が禁止されます。その他の用地造成を行う際にも、必ず事前に町役場にご相談ください。
- * 産業集積地を返還する際は、6か月前までに町長に届け出が必要となります。
- * 産業集積地を返還する際は、必ず更地に復旧して返還していただくこととなります。

(4) 新町地区の公募区域及び公募スケジュールについて①～公募区域

- * 公募の際に、利用位置の希望について、A～Eの各区画でお申し出ください。
- * 用地取得の状況等により、面積や供用開始時期が変動する可能性があります。



(4) 新町地区の公募区域及び公募スケジュールについて②～スケジュール

【公募期間】

平成26年1月20日(月)～1月31日(金)

※ 1月20日号の広報おおつちにてご案内を行います。

(4) 新町地区の公募区域及び公募スケジュールについて③～スケジュール

○その後のスケジュール(予定)

公募開始	1月20日
公募×切	1月31日
利用可否の決定	2月下旬
利用位置の決定	3月下旬
供用開始	8月上旬(A区画)より順次

(5) 安渡地区の産業集積地について

- 安渡地区の産業集積地につきましては、4月頃に公募に向けた事業者向け説明会を開催予定です。
- 公募に関するルールは、新町地区と基本的に変わりませんが、新町地区の公募の状況などを踏まえ、一部修正を行う可能性があります。

問い合わせ先

* 大槌町役場産業振興部商工労政課

産業集積地担当：■

○ 電話：0193-42-8725

○ FAX：0193-42-3855

* 何かご不明な点等ございましたら、上記までお問い合わせください。